

(仮称) 白川地区土地造成事業に係る  
環境影響評価手続について

令和元年11月

神戸市環境局



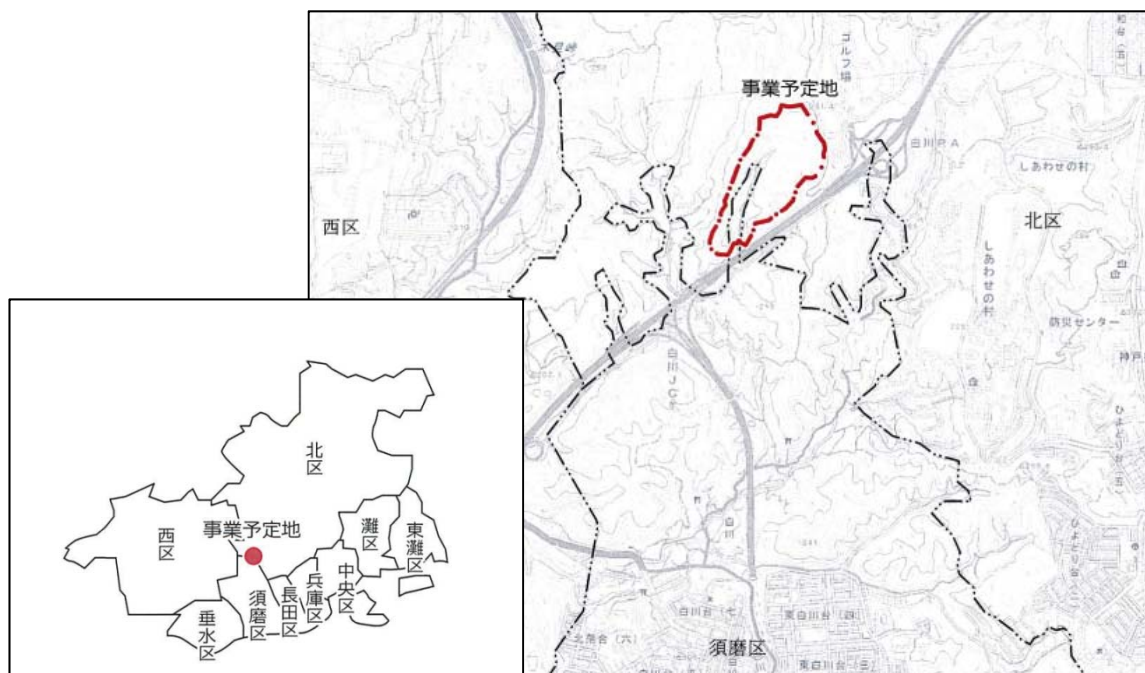
## (仮称) 白川地区土地造成事業に係る環境影響評価事前配慮書手続について

### 1. 事業概要

- (1) 名称：(仮称) 白川地区土地造成事業
- (2) 位置：神戸市北区下谷上字中一里山 16-20 他、須磨区白川字地蔵坊 740-1 他
- (3) 種類：陸域の土砂埋立てまたは盛土
- (4) 規模：17.5ha（うち、改変面積 9.9～11.3ha）
- (5) 事業区分：アセス条例に基づく第 2 類事業（要件：自然地の改変面積 5 ha 以上 20ha 未満）
- (6) 本事業の経緯：

平成 29 年 1 月に事業区域 3.7ha の林地開発許可を取得し、同月工事に着手した(1 期工事)。その後、事業完了を待たずに事業拡張を計画したが(2 期工事)、事業拡張により、自然地の改変面積の合計が 9.9ha～11.3ha となり、神戸市環境影響評価等に関する条例の対象事業に該当することとなった。そのため、工事を中断し、1 及び 2 期の両区域について環境影響評価を実施する。

なお、環境影響評価の実施前に工事に着手していたため、一部の土地が改変されている現在の状況を環境影響評価の現況として取り扱い、事前配慮書の作成を行っている。



## 2. 事前配慮書手続のスケジュール

	事業者	神戸市
事前配慮書の提出・受理	令和元年9月27日	令和元年9月27日
事前配慮書の縦覧及び意見募集		令和元年10月21日～ 令和元年12月4日（45日間） 縦覧場所：神戸市本庁舎、北区役所、 北神区役所、須磨区役所、須磨区北 須磨支所 （※意見提出数0件(11/20現在)）
住民説明会の開催	令和元年10月31日実施 （北須磨文化センター、参加者 5名）	
審査会		第1回審議：令和元年11月25日 第2回審議：令和元年12月13日 （全2回予定）
市長意見の作成期限		令和元年12月25日 （事前配慮書受理日から90日以内）

# 環境影響評価手続の流れ（概要）

は平成 25 年 10 月 1 日より追加

